

2019年度年末手当交渉の集約にあたって

本部は11月14日15時、2019年度年末手当交渉について会社に妥結を通告しました。

11月6日に会社が出した、要求を大きく下回る回答には、組合員をはじめ職場の社員から多くの不満が出されました。本部は回答の撤回を求めて最後まで粘り強く交渉を重ねてきましたが、JR東海ユニオンの低額要求即日先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断しました。

本部は10月4日、『申第11号 2019年度年末手当に関する申し入れ』として、3.5ヶ月分の年末手当支給、また専任社員にプラス50,000円の支給、不当なボーナスカットをやめること等を会社に申し入れました。これに基づき団体交渉を10月24日と11月1日に開催しました。

会社は「組合の主張は検討するし、好調な業績や社員の頑張りや苦労は否定しない。しかし期末手当は、世間相場、将来展望等も加味し総合的に勘案しながら決定していくものであり、短期的な動向ではなく、長期的に安定支給することが大事である」と考える等を理由にあげ、組合要求に対して消極的な姿勢を示しました。

本部は、「8期連続の過去最高益は、GW10連休輸送、RWC輸送、自然災害への対応等、組合員をはじめとする社員の苦労の賜である。要求の通り年末手当を3.5ヶ月分支給し、プラス50,000円で専任社員への感謝を示すことが、その苦労に伝えるということである。3.5ヶ月分を出せない理由は何も無い」と主張し、満額回答を強く求めました。昨年と比べて、業績の向上、社員の努力、家族を含めた会社への協力等など、昨年以上の月数は当然であり、現場社員の苦労は十分3.5ヶ月に値すると、会社を迫りました。

更に、組合員が納得しない不当なボーナスカットを行うことはJR東海労への不当労働行為であり、恣意的なボーナスカットを絶対に行わないよう通告しました。

会社は11月6日、第3回団体交渉で、「年末手当の安定的支給ベースである2.9箇月分に0.1箇月分を上積みし、3.0箇月分支給する」と回答しました。本部はこの回答に対して、過去最高の業績を上げ、昨年よりも遥かに頑張ってきた社員の苦労に全く応えていないことに抗議し持ち帰り検討としました。そして直ちに『申第18号』で3.5ヶ月分と専任社員にプラス50,000円の年末手当支給の再申し入れを行いました。

11月13日、『申第18号』に基づく団体交渉を開催し、本部は「会社回答に現場社員は落胆している。その気持ちを真摯に受け止めるべきだ。過去最高益、社員や家族の苦労に出来ないで、『業務に一層精励することを強く期待する』という会社の考えは社員に通じない。社員に伝えなければ数字で示せ」と、3.0ヶ月の回答の撤回と支給の上積みを追及しました。しかし、会社の考えは何ら変わらず、「撤回する考えはない」と極めて不誠実な姿勢に終始しました。本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、11月13日、持ち回り執行委員会でこれ以上の前進は困難と判断し、今次年末手当交渉を集約することとしました。

今次年末手当交渉にあたり、組合員をはじめ多くの他労組組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も安心して働ける賃金と労働条件の改善のために奮闘していきます。

2019年11月14日
JR東海労働組合中央本部